

埼玉県地域保健医療計画の一部変更（案）の概要（外来医療に係る部分）

資料5-1

変更の趣旨

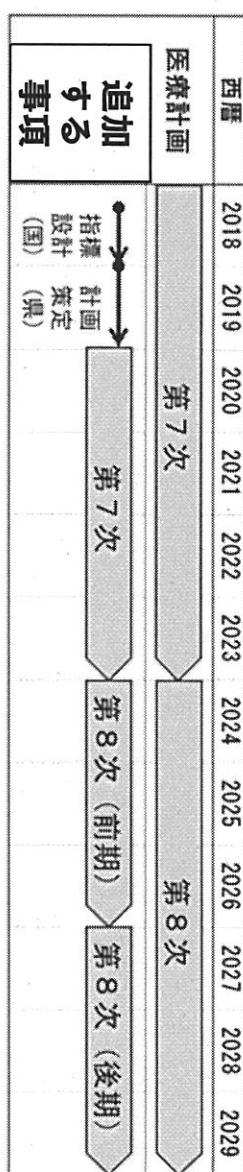
外来医療が入院医療や在宅医療と切れ目なく提供されるよう、
外来医療の状況を可視化し共通認識を形成し、医療機関の自発的
な取組や地域の医療関係者間の協議等による連携を進める必要

医療法の改正により、外来医療に係る医療提供体制の確保に関する
事項を、医師の確保に関する事項とともに、医療計画の一部として追加

計画の期間（追加部分）

令和2(2020)年度から令和5(2023)年度まで

※現行計画の終期と合致させるため4年間とし、第8次計画以降は3年
ごとに見直し



主な内容（追加事項）

○目的

- ・外来医療の状況等の情報提供を通じて、地域で不足する医療機能への協力等を促す。
- ・医療機器の配置・利用状況を情報提供し、医療機器の共同利用の協議を行う。

○目的

- ・外来医療の状況等の情報提供を通じて、地域で不足する医療機能への協力等を促す。
- ・医療機器の配置・利用状況を情報提供し、医療機器の共同利用の協議を行う。

○目的

- ・区域と推進体制
- ・二次保健医療圏を外来医療に係る取組を推進する「区域」に設定
- ・地域保健医療・地域医療構想協議会を「協議の場」に位置付け

○目的

- ・区域と推進体制

○目的

- ・区域ごとに診療所医師の多寡を指標として可視化
- ・国のガイドラインでは、全国の上位3分の1に該当する区域を
- ・外来医師多数区域に設定することとされている。

→秩父区域が該当（暫定値）するが、多数区域に設定しない。

○目的

- ・県内二次保健医療圏の中で唯一診療所医師数が減少（平成18年から平成28年）
- ・区域内の診療所に自治医科大学卒業医師を配置し、政策的に医療体制を維持

→本県には外来医師多数区域はなし

主な内容（追加事項）

○目的

- ・外来医療の提供状況
- ・医療施設数及び診療所当たり患者延数
- ・時間外等診療、往診、訪問診療の区分ごとにNDBデータを活用して、区域別に集計
- ・各区域において不足する医療機能
- ・秩父郡市医師会の意見を基に案を作成し、協議会委員に意見照会

○目的

- ・地域保健医療・地域医療構想協議会を「協議の場」に位置付け

○目的

- ・区域保健医療・地域医療構想協議会を「協議の場」に位置付け

○目的

- ・区域ごとに診療所医師の多寡を指標として可視化

○目的

- ・区域ごとに診療所医師の多寡を指標として可視化